

・解説の法令は令和元年度第1回（令和元年8月25日）実施日の内容となっています。

## 解答&amp;ポイント解説

## 令和元年度第1回運行管理者試験問題（旅客）

問題	解答	ポイント解説
問1	1, 3	1. 道路運送法第2条（定義）第3項・道路運送法第3条（旅客自動車運送事業の種類）第1項。 2. 「2年」⇒「5年」。道路運送法第7条（欠格事由）第1項②。 3. 道路運送法第8条（一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新）第1項。 4. 「遅滞なく」⇒「あらかじめ」。道路運送法第15条（事業計画の変更）第3項。
問2	2, 3	1. 輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、これに基づき指導及び監督を行うことは、旅客自動車運送事業者の業務。運輸規則第38条（従業員に対する指導監督）第5項。 2. 運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑤。 3. 運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑥。 4. 65歳に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後75歳に達するまでは3年以内ごとに1回、75歳に達した日以後1年以内に1回、その後1年以内ごとに1回受診させる。運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑩の2。
問3	3	1. 運輸規則第38条（従業員に対する指導監督）第1項。 2. 道路運送法第27条（輸送の安全等）第2項。 3. 事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。事業者は、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。道路運送法第23条の5（運行管理者等の義務）第2項・第3項。 4. 運輸規則第47条の7（旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）第2項。
問4	A-4 : B-6 C-2	運輸規則第24条（点呼等）第1項・第2項・第3項。
問5	2, 4	1. 死傷事故にも負傷事故にも該当しないため、速報を要しない。事故報告規則第4条（速報）第1項②・③。 2. 事故報告規則第4条（速報）第1項⑤。 3. 負傷事故に該当しないため、速報を要しない。また、高速道路障害事故は、速報を要しない。事故報告規則第4条（速報）第1項③。 4. 事故報告規則第4条（速報）第1項②ハ。

問題	解答	ポイント解説
問6	1, 3	1. 運輸規則第21条（過労防止等）第2項。「運輸規則の解釈及び運用」第21条第2項。 2. 「運転者の勤務日数及び乗務距離」⇒「運転者の勤務時間及び乗務時間」。運輸規則第21条（過労防止等）第1項。 3. 運輸規則第21条の2（運行に関する状況の把握のための体制の整備）第1項。・「運輸規則の解釈及び運用」第21条の2第2項②。 4. 「3ヵ月以内の期間」⇒「2ヵ月以内の期間」。運輸規則第35条（運転者の選任）第1項。・運輸規則第36条（運転者として選任してはならない者）第1項各号。
問7	1	1. 事故惹起運転者に対する特別な指導に「やむを得ない事情がある場合」という例外規定はない。原則として再度事業用自動車に乗務する前に実施する。「指導監督の指針」第二章 3（1）。 2. 運輸規則第50条（運転者）第1項⑧。 3. 「指導監督の指針」第二章 3（1）。 4. 「指導監督の指針」第二章 5（1）、（2）。
問8	4	1. 車両数が40両以上59両までの場合、運行管理者は最低3人必要。運輸規則第47条の9（運行管理者等の選任）第1項。 2. 運輸規則第47条の9（運行管理者等の選任）第3項・道路運送法第23条の2（運行管理者資格者証）第2項①。 3. 「運輸規則の解釈及び運用」第47条の9（運行管理者の選任）第8項ロ。 4. 「新たに選任した運行管理者」とは、当該事業者において初めて選任された者のことをいう。他の事業者で選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しないため、基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。「講習の種類等を定める告示」第4条（基礎講習及び一般講習）第1項・「運輸規則の解釈及び運用」第48条の4（運行管理者の講習）第2項。
問9	1	1. 「その事由があった日から30日以内に」⇒「遅滞なく」。車両法第20条（自動車登録番号標の廃棄等）第2項。 2. 車両法第19条（自動車登録番号標の表示の義務）第1項。 3. 車両法第3条（自動車の種別）第1項。 4. 車両法第13条（移転登録）第1項。
問10	1, 4	1. 車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第3項。 2. 「30日以内」⇒「15日以内」。車両法第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）第1項。 3. 「2ヵ月前」⇒「1ヵ月前」。施行規則第44条（自動車検査証等の有効期間の起算日）第1項。 4. 点検基準 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）。

問題	解答	ポイント解説
問11	A-1 : B-1 C-2 : D-2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車両法第47条の2（日常点検整備）第2項。</li> <li>2. 車両法第48条（定期点検整備）第1項①。</li> <li>3. 車両法第50条（整備管理者）第1項。</li> <li>4. 車両法第54条（整備命令等）第2項。</li> </ol>
問12	2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保安基準第42条（その他の灯火等の制限）第1項・告示の基準。</li> <li>2. 「地上2メートル以下」⇒「地上1.8メートル以下」。保安基準第44条（後写鏡等）第2項・告示の基準。</li> <li>3. 保安基準第43条の2（非常信号用具）第1項・告示の基準。</li> <li>4. 保安基準第18条（車枠及び車体）第9項。</li> </ol>
問13	2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「歩行者及び自転車の通行の用に供するため」⇒「歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため」。道交法第2条（定義）第1項③の4（路側帯）。</li> <li>2. 道交法第17条（通行区分）第5項④。</li> <li>3. 設問の標識は聴覚障害者である者が運転していることを示す標識。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項⑤の4。</li> <li>4. 空いている場合であっても高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車できない。道交法第49条の4（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止）第1項。</li> </ol>
問14	A-② : B-② C-③ : D-③	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項②。</li> <li>2. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項③。</li> <li>3. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項④。</li> <li>4. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項⑥。</li> </ol>
問15	1, 3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道交法第84・85条（第一種免許の種類と運転できる範囲）。</li> <li>2. 中型免許で運転できる自動車の範囲は、①乗車定員11人以上29人以下、②車両総重量7.5トン以上11トン未満、③最大積載量4.5トン以上6.5トン未満。設問の車両は乗車定員30人であるため大型自動車に該当し、運転するには大型免許が必要となる。道交法第84・85条（第一種免許の種類と運転できる範囲）。</li> <li>3. 道交法第101条（免許証の更新及び定期検査）第1項・道交法第101条の2（免許証の更新の特例）第1項。</li> <li>4. 「70歳以上の者にあつては3年」⇒「71歳以上の者にあつては3年」。道交法第92条の2（免許証の有効期間）第1項。</li> </ol>
問16	2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道交法第40条（緊急自動車の優先）第1項。</li> <li>2. 「勾配の急な上り坂」は徐行すべき場所に指定されていない。道交法第42条（徐行すべき場所）第1項②。</li> <li>3. 道交法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）第1項。</li> <li>4. 道交法第35条の2（環状交差点における左折等）第1項。</li> </ol>

問題	解答	ポイント解説
問17	2, 3	1. 「できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない」⇒「徐行して安全を確認すること」。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の3。 2. 道交法第75条の11（故障等の場合の措置）第1項。 3. 道交法第103条（免許の取消し、停止等）第2項。 4. 「その側方を離れて走行し、車椅子の通行を妨げないようにしなければならない」⇒「一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること」。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②。
問18	1, 3	1. 労基法第20条（解雇の予告）第1項。 2. 「1ヵ月を超えて」⇒「14日を超えて」。労基法第21条（解雇の予告）第1項。 3. 労基法第14条（契約期間等）第1項。 4. 労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。労基法第15条（労働条件の明示）第2項。
問19	2	1. 労基法第38条（時間計算）第1項。 2. 労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。労基法第34条（休憩）第1項。 3. 労基法第35条（休日）第1項・第2項。 4. 労基法第39条（年次有給休暇）第1項。
問20	A-2 : B-2 C-1	改善基準第2条第1項②。
問21	1, 3	1. 改善基準第5条第1項①。 2. 「全勤務回数 <sup>3</sup> の3分の2を限度に」⇒「全勤務回数 <sup>2</sup> の2分の1を限度に」。特例基準1（1）。 3. 特例基準2。 4. 「拘束時間は26時間を超えないものとする」⇒「拘束時間は21時間を超えないものとする」。特例基準3（1）。

問題	解答	ポイント解説
問22	3	<p>改善基準第5条第1項②・特例基準4(2)。</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者のフェリー乗船時間(乗船時刻から下船時刻まで)のうち、2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱う。よって、フェリー乗船がある日程で2時間以上乗船している場合は、拘束時間から「フェリー乗船時間-2時間」分を差し引かなければならない。</p> <p>各日の拘束時間は、1日目が11時間(14時間(始業5時~終業19時)-3時間(フェリー乗船中休息期間5時間-2時間))。2日目が14時間(12時間(始業6時~終業18時)+翌日2時間)。3日目が13時間(13時間(始業4時~終業19時)-2時間(フェリー乗船中休息期間4時間-2時間))。4日目が14時間(13時間(始業5時~終業18時)+翌日1時間)。</p>
問23	4	<p>改善基準第5条第1項④。</p> <p>運転時間は、4週を平均し1週間当たり40時間を超えてはならない。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間についての運転時間が2,080時間を超えない範囲において、52週間のうち16週間までは、4週を平均し1週間当たり44時間まで延長することができる。</p> <p>1. 13~16週に運転時間が44時間を超えている。</p> <p>◎運転時間が40時間を超える区分は4区分(16週間)を超えておらず、かつ、52週間の運転時間が2,080時間を超えていないが、延長できる運転時間の44時間を超える区分があるため、改善基準違反となる。</p> <p>2. 52週間の運転時間は2,084時間で2,080時間を超えている。</p> <p>◎運転時間が40時間を超える区分は4区分(16週間)を超えておらず、延長できる運転時間の44時間を超える区分はないが、52週間の運転時間が2,080時間を超えているため、改善基準違反となる。</p> <p>3. 運転時間が40時間を超えている区分は、13~16週・17~20週・21~24週・37~40週・49~52週の5区分(20週間:5区分×4週間)。</p> <p>◎52週間の運転時間が2,080時間を超えておらず、延長できる運転時間の44時間を超える区分はないが、運転時間が40時間を超える区分が4区分(16週間)を超えているため、改善基準違反となる。</p> <p>4. ◎運転時間が40時間を超える区分は4区分(16週間)を超えておらず、52週間の運転時間も2,080時間を超えておらず、かつ、延長できる運転時間44時間を超える区分もないため、改善基準に適合している。</p>

問題	解答	ポイント解説
問24	<p>適：4 不適：1, 2, 3</p>	<p>1. 不適：運行管理者が不在となる時間帯の点呼が総回数の7割を超えているということは、補助者が7割以上行っていることになり、運行管理者が行う点呼が3分の1以下になってしまうため、不適切である。「運輸規則の解釈及び運用」第24条第1項⑥。</p> <p>2. 不適：車庫と営業所が離れている場合や、出庫・帰庫が早朝・深夜であり、運行管理者が出勤していない場合などは「運行上やむを得ない場合」には含まれないため、電話による点呼はできない。「運輸規則の解釈及び運用」第24条第1項①。</p> <p>3. 不適：乗務後の点呼では、乗務を終了した運転者から事業用自動車、道路及び運行の状況について、その都度、報告を求め確認しなければならない。特に異常がない場合であっても報告を求め、確認する。運輸規則第24条（点呼等）第2項。</p>
問25	2, 3, 4	<p>1. 自車の速度と停止距離（危険認知から自動車が止まりきるまでの総走行距離）に留意し、安全に停止できるような速度又は車間距離を保って運転するよう指導する。</p>
問26	<p>適：2, 3, 4 不適：1</p>	<p>1. 不適：脳血管疾患は、定期健康診断では容易に発見することができない。定期健康診断において、脳血管疾患及び心臓疾患に関連する血圧、血糖値等の検査項目に異常の所見があると診断された労働者に対し、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要に応じてさらに精密検査等を受けるように指導する。</p>
問27	<p>適：2, 3, 4 不適：1</p>	<p>1. 不適：交通事故の再発を未然に防止するためには、運転者の人的要因とともに、事故が発生した要因について様々な角度から情報を収集し、調査や事故原因の分析を行うことが必要である。</p>
問28	<p>適：2, 3 不適：1, 4</p>	<p>1. 不適：運転者から連絡を受けた運行管理者は、気象状況や道路状況の情報収集に努め、状況を的確に把握し、運転者に対し、運行中断等の指示を行う必要がある。営業所と中断場所とは天候が異なり判断できないという理由で運転者に判断を任せてはならない。運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項②。</p> <p>4. 不適：踏切の前方の道路が混雑している場合は、踏切内で停止するおそれがあると判断し、踏切内に入ってはならない。道交法第50条（交差点等への進入禁止）第2項。</p>

問題	解答	ポイント解説
問29	1, 3	<p>1. 1日についての実車距離の限度は、「配置基準」に照らし、違反していない。</p> <p>2. 1日の運転時間は、運行計画書上、原則9時間までとする。また、1日とは、始業から起算して24時間をいうため、1日の運転時間は、往路と復路の合計になる。</p> <p>1日の運転時間は、4時間10分（往路）＋5時間40分（復路）＝9時間50分。</p> <p>◎1日の運転時間が9時間50分となるため、配置基準に定める限度（9時間）に違反している。</p> <p>3. 往路運行の実車運行区間の途中における休憩の確保は、配置基準に定める限度に違反していない。</p>
問30	A－②：B－④ C－⑧：D－⑩	<p>A：「運行管理者による指導事項」のポイントは、①右折、②横断歩道の状況確認、③自転車等を見落としやすい、であるため、「運転者が予知すべき危険要因の例」のうち、「右折、横断歩道、自転車」を含んでいるものを選択する。したがって②が正解となる。</p> <p>B：「運行管理者による指導事項」のポイントは、①対向車が通過後、②二輪車等との衝突する危険、③安全を確認してから右折、であるため、「運転者が予知すべき危険要因の例」のうち、「対向車、二輪車、右折」を含んでいるものを選択する。したがって、④が正解となる。</p> <p>C：「運転者が予知すべき危険要因の例」のポイントは、①対向車が交差点に接近、②右折していくと対向車と衝突する危険、であるため、「運行管理者による指導事項」のうち、「対向車と衝突する危険」を回避できる内容のものを選択する。したがって、⑧が正解となる。</p> <p>D：「運転者が予知すべき危険要因の例」のポイントは、①右折していく道路の先、②駐車車両の陰に歩行者、③はねる危険、であるため、「運行管理者による指導事項」のうち、「右折先の歩行者をはねる危険」を回避できる内容のものを選択する。したがって、⑩が正解となる。</p>

株式公論出版

Copyright (C) 2016 公論出版 All Rights Reserved.